

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した

場合も同様とする。

- 3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、本業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは本業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を本業務の終了後5年間保存しなければならない。

(事故)

- 第10条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や收拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第20条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(定義)

第1条 特定個人情報等とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に定める個人番号ないしは特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)をいう。

(特定個人情報等の秘密保持義務)

第2条 乙は、特定個人情報等を秘密として保持し、法令に定める場合を除き第三者に提供又は開示若しくは改竄又は目的外の利用をしてはならない。

2乙は、特定個人情報等の全部又は一部を甲の許可無く複製又は複製してはならない。

3乙は、甲が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じ、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

4本条の規定は、本契約の終了後も有効とする。

(特定個人情報等の持出の禁止)

第3条 乙は、甲の許可を得て乙の事業所内(データセンターを含む)にて特定個人情報等を管理する場合は、乙事業所内の管理区域にて厳密に管理し、甲の事前の承諾なしに当該区域外へ持ち出してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、特定個人情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。

2乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、乙が負うべき特定個人情報等の安全管理措置義務を再委託先にも課すこととし、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報を甲に通知する。

3前項の再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先を甲が指定した場合を除き、乙が責任を負うものとする。

(漏えい事案等が発生した場合の責任)

第5条 乙は、乙の支配が可能な範囲において、特定個人情報等の情報漏えい等に関し責任を負うものとする。

2乙は、特定個人情報等の情報漏えい等を確認した場合、ただちにその旨を甲に報告し、速やかに影響の極小化を図るとともに、必要な調査を行ったうえ、当該特定個人情報等の項目、内容、数量、発生状況等の詳細な調査結果及び今後の対処方針を書面により報告しなければならない。

(契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄)

第6条 乙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報等が記録された磁気媒体や帳票等を遅延なく甲に返却しなければならない。但し、甲の指示が有るときは、その指示内容に従い甲の許可を得て

削除又は廃棄するものとする。

2乙は、前項の規定により、返却若しくは削除又は廃棄が完了した場合には、甲に対して書面で報告するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の選任と監督・教育)

第7条 乙は特定個人情報等を管理監督する管理責任者を定めるものとする。

2前項規定の管理責任者は、乙の従業員の中から特定個人情報等を取り扱う担当者を選任し、第2条の秘密保持義務が徹底されるよう、特定個人情報等を取り扱う担当者に対し必要な教育及び訓練を行うものとする。

(遵守状況等の報告)

第8条 乙は、甲から特定個人情報等の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合には、相当な期間内にこれを報告しなければならない。

2前項の報告内容及びその方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、合理的理由により必要な時には、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、乙の業務に支障のない範囲で乙の施設へ立ち入り、本契約に規定する事項の遵守状況等の実地調査ができるものとする。

2甲は、前項の調査の結果、乙の特定個人情報等の安全管理措置の改善が必要と判断した場合、乙に対し、その改善を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 本契約又は番号法その他関連する法令やガイドラインに定めのない事項や疑義が生じた場合、甲及び乙が別途協議のうえ解決するものとする。